

# 2019年度 長野県歯科医師会 歯科保健予防事業案内

長野県歯科医師会では、市町村、学校、障害・高齢者施設等からの依頼に応じて、歯科衛生士を派遣し、歯科保健予防事業を実施しています。

## 【主な事業内容】

- 歯科保健指導（母子・学校・成人・高齢者指導）
- 歯科予防（フッリアートによるフッ化物塗布）
- 歯科保健普及啓発に関する活動
- 歯科保健活動用器材の貸出



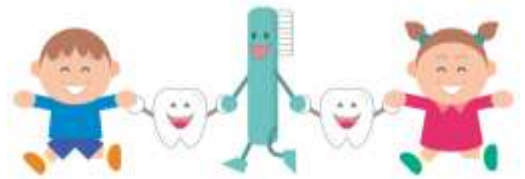
連絡先 長野県歯科医師会事務局 担当：田村・峯村  
〒380-8583 長野市稲葉 2141 番地  
TEL (026) 222-8020 FAX (026) 222-3060  
Eメール shikayobo@nagano-da.or.jp

## 《 歯科保健指導事業の紹介 》

いつまでも自分の歯でおいしく食べるためには、生涯を通じた「お口の健康管理」がとても大切です。  
各ライフステージに応じた歯科保健指導を行っております

### ☆ 母子歯科保健指導

乳幼児健診・妊婦健診事業の際に、健診のお手伝いや健康なお口を保つための指導を行います

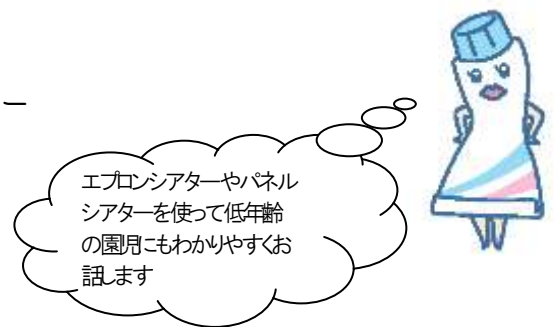


### ☆ 保育園、幼稚園での歯科保健指導

大切な歯をむし歯にしないために、歯みがきの大切さやおやつ選び方など、園児自身にも理解できる指導を行っています

＜指導内容例＞

- ・歯みがきの大切さやおやつ選び方に関するパネルシアター
- ・よく噛んで食べることの重要性に関するエプロンシアター
- ・歯垢を染め出して磨き残しをチェック
- ・保護者対象の歯科保健指導 など



エプロンシアターやパネルシアターを使って低年齢の園児にもわかりやすくお話しします

### ☆ 小中学校、特別支援学校等で行う歯科保健指導

各学年に適した指導内容を考え、楽しい体験を通して歯みがきの大切さを学べる指導を行っています

＜体験学習例＞

- ・ジュース作り実験
- ・むし歯リスクテスト
- ・かみくらべ体験
- ・ガムを使用した咀嚼力テスト
- ・入れ歯体験
- ・位相差顕微鏡でプラーク観察 など

### ☆ 成人に対して行う歯科保健指導

お口の健康を自分自身で保つための方法（セルフケア）やお口のトラブルへの気づきが得られるような歯科保健情報をお伝えしております

\* 主な活動場所…学校などの保護者会、学校保健委員会 など

＜指導内容例＞

#### 歯科講話

- ・お口の病気ってどんな病気？
- ・歯周病とメタボリックシンドローム
- ・もしも自分の歯が抜けてしまったら...？ など

#### お口のチェック

- ・ペリオスクリーン…簡単なキットで歯周病リスクの判定ができます
- ・RDテスト…簡単なキットでむし歯のリスクの判定ができます
- ・咀嚼力テストガム

#### ブラッシング指導

- ・歯ブラシの選び方や正しいブラッシング方法
- ・清掃補助道具の使い方

#### 咬合力測定

- ・自分の噛む力を測定

#### 口腔内細菌の観察

- ・位相差顕微鏡で歯垢（プラーク）の観察 など



## ☆高齢者等に対して行う歯科保健指導

「おいしく食べ、笑い、会話する」など、楽しい毎日を過ごすためにかかせないのがお口や歯です。お口や歯の健康が損なわれることは、全身の健康状態を悪化させることにもつながりかねません。本会では、高齢者の方の状態やニーズに合わせた個別・集団指導等を幅広く行っています。

＜活動内容例＞

- ・お口の健康講座（一般高齢者対象）
- ・地域包括センター主体の口腔機能向上事業（特定高齢者対象）
- ・各種老人施設での口腔ケア指導（利用者や職員対象）

など



※口腔ケア指導に関して内容など個別に対応いたしますのでご相談ください

## 《歯科予防処置事業の紹介》

**フッ化物を定期的に塗布することで、むし歯予防効果を高める活動を行っております**

### ☆ イオントレー導入法

①フッ化物（フッ化ナトリウム溶液）を浸み込ませたトレーを歯面にあて、イオン導入装置でフッ素とナトリウムに電気分解することにより、単に塗るだけでは歯質に取り込まれにくいフッ素をより浸透させやすくする方法です

②歯質に浸透したフッ素がフルオロアパタイトを形成し、むし歯を予防します

※一台のイオン導入装置で一回（約4分）につき10人に塗布できるので、集団に対し短時間で塗布を行うことができます

※人数に応じて数台のイオン導入装置を使用することも可能です

※年2回の塗布で20～40%のむし歯予防効果があります

※3歳未満のお子さんに対しては、本会における集団での塗布は、原則として実施致しておりません。

◎フッ素塗布や学校指導等の場合、学校歯科医・園医の承諾書が必要となります。  
申込後、承諾書を送りますので指導前に学校歯科医・園医の承諾をお願いします。



## 歯科保健予防事業申込みにあたっての留意事項

1. 事業申込みは、平成31年1月21日（月）までに所定の別添申込書により、FAX又は郵送にてお申込みください。後日、日程調整をします場合がございますがご了承ください。  
事業申込期日を過ぎても随時受付しておりますが、その際は実施日（希望日時）の2ヶ月前までに、お申込みください。
2. 平成31年2月末頃に日程確認通知を送付いたしますので、日時・場所等を必ずご確認のうえ、ファックスでご返送ください。  
なお、保育・幼稚園、小中学校等は、承諾書を一緒に送付いたしますので、**学校歯科医（保育・幼稚園では協力歯科医）の署名・捺印のうえ、必ず指導日前まで**に郵送で返送いただきますようお願いいたします。
3. 契約書、見積書が必要な場合は、事業申込後にご連絡ください。
4. 実施日は、平日の9時～17時を原則とします。また、4月1日～7日、8月13日～18日、12月28日～1月5日、3月24日～31日の期間は実施いたしません。
5. 高齢者施設等において、利用者様の口腔ケアは、歯科衛生士のみでは実施いたしません。口腔ケアを実施する場合は、歯科医師（施設協力歯科医師等）の指導のもとで実施いたしますので、あらかじめご了承ください。
6. 指導料等の支払いは、指定口座にお振込み下さい。  
また、その際の手数料は、ご負担ください。

**※地域によっては歯科衛生士が不在なため、派遣できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。**



### 申込みから実施までの流れ

